

1 議 事 日 程

〔令和3年太宰府市議会 環境厚生常任委員会〕

令和3年3月4日

午前10時00分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第13号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第14号 太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第15号 太宰府市子育て支援センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第16号 太宰府市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第17号 太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第18号 太宰府市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例の全部を改正する条例について
- 日程第7 議案第19号 太宰府市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準及び事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第20号 太宰府市指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第22号 令和2年度太宰府市一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第10 議案第23号 令和2年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第11 議案第33号 令和2年度太宰府市一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第12 議案第34号 令和3年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について

2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	小 畠 真由美 議員	副委員長	木 村 彰 人 議員
委員	陶 山 良 尚 議員	委員	藤 井 雅 之 議員
〃	笠 利 毅 議員	〃	船 越 隆 之 議員

3 欠席委員は次のとおりである

な し

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（16名）

市民生活部長	濱 本 泰 裕	健康福祉部長	友 田 浩
健康福祉部理事 兼高齢者支援課長 兼包括支援センター所長	田 中 縁	市民課長	池 田 俊 広

税務課長 森木清二
環境課長 中島康秀
国保年金課長 高原寿子
生活支援課長 藤井泰人
保育児童課長 大石敬介
元気づくり課長 安西美香

納税課長 大谷賢治
人権政策課長兼
人権センター所長 行武佐江
福祉課長 井本正彦
介護保険課長 立石泰隆
ごじょう保育所長 寺原貴美栄
子育て支援
センター所長 白田美香

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長 阿部宏亮
書記 平田良富

議事課長 花田善祐

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから環境厚生常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりです。

直ちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第13号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（小島真由美委員） 日程第1、議案第13号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（田中 縁） おはようございます。

議案第13号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」、老人ホーム入所判定委員会を附属機関とする改正でございます。

議案書は29、30ページ、新旧対照表は10ページから11ページにかけて記載がありますので、ご覧ください。

今回の改正は、太宰府市附属機関設置に関する条例に、附属機関として太宰府市老人ホーム入所判定委員会を追加するものでございます。

高齢者の施設入所につきましては、原則介護保険制度が適用されますが、特別な事情がある場合に限り、老人福祉法第11条を適用して措置入所とする場合がございます。老人福祉法第11条においては、市町村は、65歳以上の者で身体上若しくは精神上又は環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なもの及び身体上又は精神上著しい障害があるため常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものでやむを得ない事由がある場合には、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームへの入所措置を取らなければならないとされております。例えば、養護者（家族など）から虐待を受けている場合、経済的に困窮して住むところがない場合、本人や家族への意思確認が難しく、介護保険制度の利用が著しく困難などのやむを得ない理由があり、緊急的に施設への入所が必要な場合になります。

入所措置の必要性の判定につきましては、厚生労働省老健局長通知の老人ホームへの入所措置等の指針についてにより、当該高齢者の心身の状況、その置かれている環境等を総合的に勘案して、適切に行われるように努めなければならないこととされております。その中で、医療や介護の専門職による意見を聞くものとするとしておりまして、医師、保健所の代表、老人ホーム施設長で構成する老人ホーム入所判定委員会を設置するものです。

説明は以上になります。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） おはようございます。

この老人ホーム入所判定委員会そのものがよく分からなかったんで調べたんですけども、町によって、これ自体を条例で設置しているというところもあったり、いろいろだったんですけども、今の説明によると、設置そのものは老人福祉法に基づいてという理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（田中 縁） 法的には、老人福祉法そのものには書いてあるわけではありませんが、それに基づく、先ほど申しあげました老健局長通知、そちらのほうで入所判定委員会の設置ということが設けられておりますので、それに基づくものということになります。ですので、附属機関にしている市町村、していない市町村、少し対応が分かれているところであります。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） 笠利委員、いいですか。

○委員（笠利 毅委員） はい。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

では、私のほうから、措置入所はどのくらい年間で今いらっしゃいますか。

高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（田中 縁） 令和3年2月末現在につきましては、5名になります。今年度は、新規入所のご相談等はあっておりません。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） ありがとうございます。

それでは、質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第13号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第13号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例につい

て」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時05分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第2 議案第14号 太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について**

○委員長（小島真由美委員） 日程第2、議案第14号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

保育児童課長。

○保育児童課長（大石敬介） おはようございます。

国分第3学童の新設に伴い、学童保育所の名称、位置、定員に関する条例を改正する必要性が生じたので、学童保育所設置条例の一部を改正するものです。

新設する学童保育所につきましては、鉄骨造りの2階建てを学校敷地内に建設しており、定員は、1階、2階とも40名となります。4月以降は、現在教室をお借りしている既設第2学童を新設建物の1階部分に移転させ、2階に新たに第3学童を増設することとしております。これにより、国分小学童保育所の定員は40名増の合計145名となります。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 議案第14号についてですけれども、市長の提案理由説明の中で、地元擁護が強くありましたという表現が用いられているんですけれども、普通、人数が足りなくなった場合とかということを考えるんですけれども、今のお話だと特段のものはなかったようにも思うんですけれども、何か特別な事情があったのであればお聞かせください。

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（大石敬介） 保育児童課のほうに、直接地元のほうからのご要望という形ではありませんけれども、利用される児童数が年々増えてきておりますので、そういった意味では増設をしなければいけないという状況にはありました。

○委員長（小島真由美委員） 笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 基本的には、人数が増えたからという理解でいいということですね。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第14号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小島真由美委員) 全員挙手です。

したがって、議案第14号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時08分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第15号 太宰府市子育て支援センター条例の一部を改正する条例について

○委員長(小島真由美委員) 日程第3、議案第15号「太宰府市子育て支援センター条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

子育て支援センター所長。

○子育て支援センター所長(白田美香) おはようございます。

議案第15号「太宰府市子育て支援センター条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は34ページから35ページ、新旧対照表は16ページをご覧ください。

児童福祉法等の一部を改正する法律において、母子保健法第22条の改正が行われ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センターが新たに規定され、市町村は同センターを設置するよう努めなければならないこととされました。そこで、子育て支援センターにおいて実施している事業に母子保健事業を追加し、子育て世代包括支援センターとして機能させるため、子育て支援センター条例の一部を改正するものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長(小島真由美委員) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

笠利委員。

○委員(笠利 毅委員) 子育て世代包括支援センターとして機能させるということなんですけれども、条例名そのものを変える必要とか、もしくは不必要とか、その辺の説明をいただければ。

○委員長(小島真由美委員) 子育て支援センター所長。

○子育て支援センター所長(白田美香) 機能を1つ追加することになりますので、条例名を改正するということは特別必要はないと思っております。

○委員長（小島真由美委員） 笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 市の扱いとして、現在の子育て支援センターから子育て世代包括支援センターに完全移行とかをするのであれば、名前もそろったほうがいいかなとは思ったのでお聞きしたんですけども、将来的にはどういう構想を持たれているんでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 子育て支援センター所長。

○子育て支援センター所長（白田美香） 建物自体は子育て支援センターということで、機能として子育て世代包括支援センターという内容になっていきますので、包括というところに関しましては、まだ完全に包括という中身にはなっておりませんが、将来的にはいろいろな部署と連携しながら、本当の包括支援センターという名前の機能になっていけばと思っております。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

私のほうから、新しく母子保健がこちらのほうに移動されて、専門員さんも含めた人員体制を教えてください。

○子育て支援センター所長（白田美香） 現在、子育て支援センターにおります職員は保育士ですが、母子保健の係ということで保健師、助産師、それと栄養士の専門職の職員が配置される予定になっております。

○委員長（小島真由美委員） それでは、これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第15号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第15号「太宰府市子育て支援センター条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時11分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第16号 太宰府市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（小島真由美委員） 日程第4、議案第16号「太宰府市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（高原寿子） 議案第16号「太宰府市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改

正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は36ページから37ページ、条例新旧対照表は17ページをご覧ください。

本条例改正は、既に令和2年9月定例会で可決いただきました子ども医療費について、中学生通院分の拡大に伴う条例の一部改正の追加の改正でございます。

このたび追加で改正すべき箇所が判明いたしましたので、改めて一部改正をお願いするものでございます。

具体的な訂正箇所といたしましては、新旧対照表でご説明いたします。

第4条2行目、「療養」の次の括弧書きを削除し、下から3行目ただし書「同条第2号イ」を「第2条第2号イ」に改正をお願いするものでございます。9月の定例会において審査いただきました条例の追加の改正となりますが、よろしくご審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第16号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第16号「太宰府市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時13分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第17号 太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について

○委員長（小島真由美委員） 日程第5、議案第17号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

介護保険課長。

○介護保険課長（立石泰隆） 議案第17号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は38ページから40ページまで、新旧対照表は18ページから22ページまでになります。

また、資料1を本日配付させていただいております。

今回の改正につきましては、第8期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料を見直すもの並びに税制改正に伴う介護保険法施行令の改正による条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表、資料1のほうでご説明いたします。

新旧対照表の18ページ並びに資料1をご覧ください。

まず、介護保険事業計画の策定に伴う介護保険料の見直しによる改正箇所は、対象とする年度、並びにそれぞれの段階における介護保険料の額となります。

まず、対象とする年度は、現在策定中の第8期介護保険事業計画の期間でございます令和3年度から令和5年度までの3か年となります。この介護保険料の算出につきましては、計画期間の3か年における各利用者が利用する居宅サービス、施設サービスなどの介護サービスによる給付費及び総合事業などの地域支援事業費等を推計いたします。この推計に当たりましては、国から配付されております地域包括見える化システムを活用することとなっており、このシステムを使い算出したところ、給付費の見込額と地域支援事業費を合わせた介護保険事業費見込額は、3か年で総額約163億円と推計されており、このうちの23%を65歳以上の第1号被保険者と言われます高齢者が負担すると定められております。同じ3か年の合計高齢者数に、所得段階別加入割合の補正を行った第1号被保険者数の見込み数、約6万200人でこの額を割りますと、被保険者1人当たりの負担額が出てくるということになります。詳細な計算式には、その間にもう少し要因が含まれますが、このようにして算出された金額が基準額である第5段階の保険料となり、所得に応じて資料のように段階を12段階に分けまして、それぞれの介護保険料を決定する仕組みとなっております。これらを基に計算いたしますと、令和3年度から令和5年度までの基準額は年額6万9,000円となり、第7期の基準額と比較しまして4,680円の増となりました。

資料の1の2ページをご覧ください。

保険料が増額する主な要因としましては、今後も高齢化が進んでいくことから、要介護等認定者数の増加や介護度の重症化に加え、3年ごとに行われる介護報酬改定（今回は平均0.7%の引上げが行われる予定になっています。）によるサービス給付費の増、並びに本年4月からサービスの開始を予定しております定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスや、第8期計画中に基盤整備を予定しております介護サービスの増などの影響を見込んでおります。

資料の1ページにお戻りください。

このような要因による保険料の大幅な上昇を抑えるために、介護給付費準備基金を3年間で1億5,000万円取り崩して充当する予定としております。また、第1段階から第4段階までの方の負担割合を据え置き、第6段階以上の方の負担割合を第7期の負担割合に2.5%乗算する措置を行うことで基準額の上昇を抑えるとともに、低所得者への負担の軽減を行い、第8期の保険料の基準額を年額6万5,520円とし、第7期の基準額と比較しまして1,200円の増とするも

のでございます。さらに、令和3年度から令和5年度におきましても、引き続き消費税増税に伴う低所得者の保険料軽減が実施されることから、第1段階から第3段階の保険料は資料のとおりとなります。

次に、税制改正に伴い介護保険法施行令が改正されたことに伴います改正についてご説明いたします。

第2条第1項第6号ア及び附則の第2条、第3条では、税制改正において低未利用土地の長期譲渡所得の特別控除が追加されたこと、並びに個人所得課税の見直しが行われたことに伴います介護保険料の所得段階決定の根拠となる合計所得金額の算定に不利益が生じないように、措置を行うものでございます。

なお、施行日は令和3年4月1日としております。

説明は以上でございます。

よろしくご審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 資料1のほうで質問いたしますけれども、結局全ての段階のところでも今回保険料が引上げになるという形の資料で出していただいておりますけれども、現状のところとして、結局太宰府市民の方の中でどの段階のところが一番多くなる見込みを立てておられます。

○委員長（小島真由美委員） 介護保険課長。

○介護保険課長（立石泰隆） 一番多くなるころとしましては、増加割合では第6段階の方で、上昇率としては4.5%を増加という形で試算させていただいております。

○委員長（小島真由美委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 第6段階というと、所得が120万円未満というところになってくるんですけども、決してその所得から見ても大きいとは思えない所得金額だと思うんですけども、それによって保険料の滞納だったりとか、そういったところの影響の部分が出てくるのかなど。ここの段階に限った話じゃないんですけども、引上げによつての保険料の滞納等の対策、そういったものについて今どのようなお考えをお持ちでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 介護保険課長。

○介護保険課長（立石泰隆） まずは、この当初納付通知書を今回改定に伴って6月に入りまして送付する予定にしておりますが、まずはこの改正に伴う十分な周知のほうを図っていきながら、理解を求めていきたいというふうに考えております。並びに、広報等でも保険料の改定については十分お知らせをさせていただきたいと思っております。

○委員長（小島真由美委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） それと、あと先ほども言われた消費税の関係ですね。消費税の措置の関係でということ言われた段階の部分についてですけども、仮にその消費税に関する措置が打ち切られた場合、国の部分で。その打ち切られたときには、また保険料のところは影響が出てくるのでしょうか。そこまで確認させてください。

○委員長（小島真由美委員） 介護保険課長。

○介護保険課長（立石泰隆） 消費税のほうで打ち切られた場合は、その軽減額の分については個人で負担するようになりますので、改正の新旧対照表の第2条の第1号から第3号の金額のほうに上がるような形になります。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） 頂いた資料1についてお伺いしたいんですけども、資料1の2ページ目、まず上の表の認定者の状況と今後の予測、これは関連する質問という形でご容赦ください。令和7年までは緩やかな上昇で、今回は8期というところで、この緩やかな上昇に伴って負担額が増えるということですけども、これを見ると、令和12年、これは不連続にぎゅっと上がるんですね。まず、ここら辺の上がる背景と、残念ながら下の給付費の表は令和7年までしか書いていないんです。緩やかな上昇で、給付費の上昇も緩やかになってくるんですけども、恐らく令和12年ですごく上がるんじゃないかと予想されます。そこで、この不連続にぎゅっと上がるここら辺は、どういう理由で上がると予想されるのでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 介護保険課長。

○介護保険課長（立石泰隆） 今回の計画は、先ほどから申し上げます令和5年度までの計画になりますので、ここにつけている資料については、計画のその後の推計という形で出している資料のほうをつけさせていただいています。言われています令和7年度から令和12年度にかけての認定率の上昇なんですけど、団塊の世代の方が75歳以上になられる年というのが、西暦2020年、令和7年になります。ですので、団塊の世代の方が全て75歳以上になられて、太宰府市の特徴として85歳になられるまで、80歳から84歳になられる方の認定率が急激に増えてくるという見込みが、現象が今回計画の中で確認が取れたので、この段階で認定率のほうで急激に増えているというふうなふうに考えております。

○委員長（小島真由美委員） 木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） そしたら、これは今回第8期、第9期に向けては介護予防というところで、今からしっかり始めないと、かなりの衝撃的な上昇が予想されるというふうに解釈してよろしいですか。

○委員長（小島真由美委員） 介護保険課長。

○介護保険課長（立石泰隆） おっしゃるとおりです。今後の保険料のほうの上昇を抑えるためには、元気である高齢者の方々を増やしていくというところで介護予防運動であったりとか、令和3年度から実施予定の保険と介護予防の一体化の重要性というのは強くなっていくかと予測

しております。

○委員長（小畠真由美委員） 2番の総給付費の状況と今後の予測についても、令和7年度以降の、令和12年度の方はここには載せてないけれども、資料としてはあるということなんですかね。

介護保険課長。

○介護保険課長（立石泰隆） 計画書のほうにはここまでしか載せていませんが、先ほどの見える化システムのほうでは出るかと思います。

○委員長（小畠真由美委員） できたら、総給付費の変化がここでぐっと大きくなるわけですので、もしできたら、後で構いませんので、委員の皆さんにお渡しください。

○介護保険課長（立石泰隆） はい。

○委員長（小畠真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小畠真由美委員） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 議案第17号につきましては、今回反対の立場で討論させていただきます。

反対する理由といたしましては、全ての第1段階から第12段階まで負担が引き上がっているということと、その中でも今委員会の質疑の中でも明らかにしたように、第6段階、所得120万円未満のところ大きな上昇というようなこともありましたけれども、所得120万円というのは決して大きな所得ではないということも考えまして、今回の引上げについては容認することはできませんので、反対を表明いたします。

○委員長（小畠真由美委員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小畠真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第17号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（多数挙手）

○委員長（小畠真由美委員） 多数挙手です。

したがって、議案第17号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〔原案可決 賛成4名、反対1名 午前10時28分〕

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第18号 太宰府市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定め

## る条例の全部を改正する条例について

○委員長（小島真由美委員） 日程第6、議案第18号「太宰府市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例の全部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

介護保険課長。

○介護保険課長（立石泰隆） 議案第18号「太宰府市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例の全部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は41ページから62ページまで、新旧対照表は23ページから47ページまでになります。

今回の改正につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の改正に伴うもの、並びに関係条例及び規則を省令に統一することによる条例の全部を改正するものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表のほうでご説明いたします。

新旧対照表の23ページをお開きください。

まず、省令改正によるものでございますが、第4条第5項、第21条第6号及び第33条では、利用者の人権の擁護、虐待防止のための必要な体制整備及び従業員への研修の実施について記載しております。

第4条第6項では、介護保険等関連情報、その他必要な情報の管理について記載しております。

第6条第2項では、指定居宅介護支援事業所において、管理者となる主任介護支援専門員の確保が困難であることから、やむを得ない理由がある場合には、介護支援専門員が管理者とすることができることについて記載しております。

第7条第2項では、ケアマネジメントの公正中立性を確保することから、事業者はケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合、提供回数、同一事業者によるサービス提供の割合を利用者に説明することについて記載しております。

第7条第4項から第8項では、業務負担の軽減や諸記録、保存等のルールの明確化を行うために、原則的として電磁的な対応を認めることとし、その範囲について記載しております。

第16条第9号では、各種会議等において、感染防止や多職種との連携の促進の観点から、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話装置等を活用した会議等の実施を認めることについて記載しております。

第16条第20号及び第21号では、区分支給限度基準額の利用割合が高く、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業所は、市からの求めにより点検、検証を実施することについて記載しております。

第22条第4項では、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律に基づき、ハラスメントを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じることについて記

載しております。

第23条では、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制構築の観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修や訓練の実施について記載をしております。

第26条では、感染症の予防、また蔓延の防止の取組の徹底を求めるため、委員会の設置や指針等の整備、研修などの実施について記載をしております。

第27条第2項では、利用者の利便性の向上や介護サービス事業者の業務の負担軽減のため、運営規定等の重要事項について、掲示だけでなく、閲覧可能な形で備えることを可能とすることについて記載をしております。

第38条では、介護事業者の業務の負担軽減、利用者の利便性向上のため、事業者及びサービスの提供に当たる者が作成、保存等において、並びに利用者の承諾を受けた場合の説明や同意等において、書面ではなく電磁的な対応が認められることについて記載をしております。

その他の改正箇所につきましては、本省令に準じた条例とするため、関係条例及び規則の統一並びに文言の整理に伴う改正でございます。

なお、施行日は令和3年4月1日とし、第16条第21号の規定は、令和3年10月1日を施行日としております。

附則の第2項では、条例第6条第1項におきましては令和9年3月31日までの間、猶予期間を定めるものでございます。

第3項では、前項の規定の適用は令和3年3月31日においても介護支援専門員が管理者であり、4月1日以降も引き続き管理者である者について、令和9年3月31日までの間猶予期間を定めるものでございます。

第4項から第6項までは、第4条第5項、第21条、第23条、第26条、第33条において、令和6年3月31日までの間、猶予期間を定めるものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審査賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） まず、全体的な部分でお伺いするんですけれども、今の提案理由の中で介護現場の負担軽減というようなところの説明理由もあったんですけれども、正直、この改正後の条例を適用することで負担軽減になるんですかね。何か負担というか、新たな、当然やらなきゃいけないことだというのは分かりますよ、感染対策ですとか虐待の部分とか。そういうのは当然のことだとは思いますが、これをする事で介護現場の負担軽減になりますかね。新たな業務の発生というか、その辺を懸念するんですけれども、そこら辺についての認

識はいかがでしょうか。

○委員長（小畠真由美委員） 介護保険課長。

○介護保険課長（立石泰隆） 藤井委員のおっしゃるとおり、今のコロナウイルスの感染拡大であつたりとか災害が多発しているという状況から、業務の負担というのは増加しているところではございますが、今までは書面で記録、保存等をしておかななくてはいけなかつたりとか、利用者に書面で説明をとるところの部分について、電磁的な電子媒体での保存等はできるようになつたりとか、多職種の連携をするために、直接会って会議等で意見を交換しなくちゃいけない部分が、テレビ電話等の装置によってすることができるというところの利便性というのは図られているかと考えております。

○委員長（小畠真由美委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 結局、この後の第19号、第20号にも関連することなのかもしれないですけども、結局人員基準だつたりとか、そういった部分の緩和と申しますか、その辺が結局、要は介護の利用者さんへのしわ寄せになるんじゃないかなというような懸念をするところも正直あつたりするんですけども、その辺のところへの対応を市としてされる考えがあるのかということと、例えば議案書の44ページの第5条のところにあります、介護支援専門員であつて常勤である者を置かなければならないとか、そういったような1以上のというようなところがあつたりしますが、こういったところの対応が本当に介護現場サイドで、今もされているという部分では分かるんですけども、人員の確保あるいは離職率も結構高い業種でありますので、そういった部分のところの対応が本当に途切れることなくできるのかというのが懸念材料としてあるんですけども、そこら辺のところはいかがでしょうか。

○委員長（小畠真由美委員） 介護保険課長。

○介護保険課長（立石泰隆） 先ほどおっしゃつた部分については、従前からある条例なり規則のほうで定めているものでございまして、今回の省令の改正に伴うものではございませんが、従前から、市のほうから直接ではございませんが、県のほう等から介護職への離職率の軽減のための講習会であつたりとか、資格等の緩和であつたりとかということを行われているところでございます。市のほうとしましては、その研修会とか、そういったもののお知らせについては、事業所のほうに随時、速やかに報告をさせていただいているような状況でございます。

○委員長（小畠真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小畠真由美委員） それでは、これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 議案第18号につきましては、反対の立場で討論させていただきます。

今提案理由で述べられた対応というのは必要なことであるとは思いますが、しかしそ

れに伴い、新たに介護現場への負担増の部分、抜本的に言えば介護職場の人手不足の問題が解消されない中での負担増の部分は、結果として介護の質の低下を招きかねないという懸念がありますので、今回提案されております第18号につきましては、反対を表明いたします。

○委員長（小島真由美委員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第18号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（多数挙手）

○委員長（小島真由美委員） 多数挙手です。

したがって、議案第18号「太宰府市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例の全部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成4名、反対1名 午前10時40分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第19号 太宰府市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準及び事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

○委員長（小島真由美委員） 日程第7、議案第19号「太宰府市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準及び事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

介護保険課長。

○介護保険課長（立石泰隆） 議案第19号「太宰府市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準及び事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は63ページから67ページまで、新旧対照表は48ページから53ページになります。

今回の改正につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表のほうでご説明いたします。

新旧対照表の48ページをお開きください。

まず、第3条第3項では、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な体制整備及び従業員への研修の実施について。

また、第4項では介護保険等関連情報、その他必要な情報の管理について記載をしております。

第11条第2項では、災害対応については地域との連携が不可欠であることを踏まえて、避難

訓練等の実施に当たっては地域住民との連携について記載をしております。

第16条の非常災害対策を削除し、第17条から第27条までの条を1条ずつ繰り上げます。

次に、第17条、第19条、第21条、第23条、第25条、第27条の準用においては、第7条の記録の整備及び第11条の非常災害対策について準用するものでございます。

第28条の前に、介護事業者の業務負担の軽減、利用者の利便性向上のため、事業者及びサービスの提供に当たる者が作成、保存等において、並びに利用者の承諾を受けた場合の説明や同意等において、書面ではなく電磁的な対応を認められることについての1条を加えるものでございます。

施行日は、令和3年4月1日でございます。

なお、第3条第3項の規定については、経過措置として、令和6年3月31日までの間「講じなければ」とあるのを「講じるように努めなければ」と定めるものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 議案第19号につきましては、さきに反対しました18号と共通する部分があると考えますので、同様に反対といたします。

○委員長（小島真由美委員） ほかに討論はありませんか。

木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） 賛成の立場で討論します。

この改正については、今社会的に問題になっている部分をこれで守ろうというところでこの改正になっていると思っています。なかなか、先ほど藤井委員も言われたとおり、この職場においては負担が増えるという問題もあるんですけれども、しかしながら経過措置というところで3年間、この間に改善していこうと。この間に条例に合ったところでの備えをしようというような取組は評価されるべきだと思います。この間に市役所のほうが、担当課のほうがどのように事業所のほうにサポート、アプローチできるかというところが気になる場所ですけれども、そういう意味で賛成の討論といたします。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第19号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（多数挙手）

○委員長（小島真由美委員） 多数挙手です。

したがって、議案第19号「太宰府市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準及び事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成4名、反対1名 午前10時45分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第8 議案第20号 太宰府市指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について**

○委員長（小島真由美委員） 日程第8、議案第20号「太宰府市指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

介護保険課長。

○介護保険課長（立石泰隆） 議案第20号「太宰府市指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は68ページから71ページまで、新旧対照表は54ページから57ページになります。

今回の改正につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表のほうでご説明いたします。

新旧対照表の54ページをお開きください。

まず、第3条第3項では、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な体制整備及び従業員への研修の実施について。

また、第4項では介護保険等関連情報、その他必要な情報の管理について記載をしております。

第6条第2項では、災害対応については地域との連携が不可欠であることを踏まえて、避難訓練等の実施に当たっては、地域住民との連携について記載をしております。

第9条の非常災害対策を削除し、第10条から第12条までの条を1条ずつ繰り上げます。

次に、第10条、第12条の準用においては、第6条の非常災害対策及び第7条の記録の整備について準用するものでございます。

第13条の前に、介護事業者の業務負担の軽減、利用者の利便性向上のために、事業者及びサービスの提供に当たる者が作成、保存等において、並びに利用者の承諾を受けた場合の説明や同意等において、書面ではなく電磁的な対応を認められることについての1条を加えるものでございます。

施行日は、令和3年4月1日でございます。

なお、第3条第3項の規定については、経過措置として、令和6年3月31日までの間「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」と定めるものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 議案第20号につきましても、反対しました第18号、第19号と共通すると考えますので、同様に反対をいたします。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） この議案についても、前議案と同じく、この経過措置の間でこの条例の内容が、地域密着型予防サービス事業の現場でしっかり実現できるような形で頑張っていていただくというところをお願いしたいと思い賛成します。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第20号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（多数挙手）

○委員長（小島真由美委員） 多数挙手です。

したがって、議案第20号「太宰府市指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成4名、反対1名 午前10時50分〉

○委員長（小島真由美委員） それでは、条例はここまでですので、補正予算に入るまで少し休憩を入れますので、11時から始めます。

それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時50分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時00分

○委員長（小島真由美委員） 再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 議案第22号 令和2年度太宰府市一般会計補正予算（第9号）について

○委員長（小島真由美委員） 日程第9、議案第22号「令和2年度太宰府市一般会計補正予算（第9号）について」の当委員会所管分を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、事項別明細書の歳出から審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） また、歳出の補正を説明していただくに当たって、関連する項目として同時に説明したほうが分かりやすい補正項目については併せて説明をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 異議なしと認め、歳出から審査を行い、執行部におかれましては、関連として同時に説明したほうが分かりやすい補正項目については、歳出の中で併せて説明をお願いいたします。

それでは、歳出の審査に入ります。

補正予算書は12ページ、13ページをお開きください。

2款4項1目戸籍住民基本台帳費について、執行部の説明を求めます。

市民課長。

○市民課長（池田俊広） 補正予算書は、12ページから13ページになります。

12ページ、歳出、2款4項1目戸籍住民基本台帳費、13ページ、19節負担金、補助及び交付金の社会保障・税番号関連事業費負担金でございます。

これは、個人番号カード、マイナンバーカードのことですけれども、マイナンバーカード関

連事務の委任に係る交付金で、市から地方公共団体情報システム機構——以下、J-LISと言います——に支払う負担金でございます。当初歳出予算に1,451万9,000円を組んでおりましたが、J-LISから令和2年度の交付金請求概算見込額の通知があり、総額3,368万4,000円の提示がありました。よって、差額の1,916万5,000円の歳出補正をするものです。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

補正予算書は、8ページから9ページになります。

8ページ、歳入、15款2項1目総務費国庫補助金、9ページ、2節戸籍住民基本台帳補助金、社会保障・税番号制度事業費補助金でございます。

この補助金は、戸籍住民基本台帳補助金、個人番号カード交付事業費補助金でございます。この事業費補助金は、先ほど歳出で説明いたしましたJ-LISに支払う負担金に充当され、全額10分の10国庫補助となります。したがって、歳出と同額の1,916万5,000円を歳入として計上しております。

説明は以上です。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に進みます。

3款1項4目障がい者自立支援費について執行部の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（井本正彦） それでは、同ページでございます、12ページ、13ページをお開きください。

3款1項4目障がい者自立支援費の細目030、障がい者自立支援給付事業費の増額補正についてご説明申し上げます。

障がい者自立支援給付事業費につきましては、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの給付に要する費用となっております。今回、補正をお願いいたします13節委託料126万5,000円でございますが、厚生労働省におきまして、来年度、来年4月1日から障がい福祉サービス等に対する報酬の見直しが行われる予定となっております。具体的には、障がい者の重度化や高齢化、それから自立生活支援援助の整備の促進、地域生活支援拠点等の機能充実等を行うこと、そういうことを含めまして、質の高い相談支援を提供するために、報酬体系が見直されることとなっております。改定率としては、0.56%の引上げということになっております。このことに伴いまして、現在福祉課で利用しております障がい者福祉システムの改修をする必要が生じたものでございます。

なお、本年4月1日からシステムを稼働させるために、3月補正とさせていただきます。これに伴います歳入につきまして、8ページ、9ページをお開きください。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金の1節社会福祉費補助金、地域生活支援事業費補助金63万2,000円を計上しております。これに伴う費用としましては、国庫補助金として2分の1の補助があるということになっております。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 進めます。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入の審査に入ります。

補正予算書は8ページ、9ページをお開きください。

7款1項1目地方消費税交付金について、執行部の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（森木清二） 補正予算書8、9ページをご覧ください。

地方消費税交付金の3,300万円の減額補正についてご説明申し上げます。

こちらは、新型コロナウイルス感染症の影響により市税の減収が見込まれる中、令和2年度限りの措置として、消費や流通に関わる地方消費税交付金やたばこ税、ゴルフ場利用税などが国の地方財政法改正に伴い、減収補填債の対象税目に追加されました。本市においては、減収が見込まれる令和2年度の地方消費税交付金のみを減額補正することとし、その減収分は補正予算書10、11ページの22款1項8目1節減収補填債で補うこととなります。

なお、減収補填債は、その起債額に対し75%交付税が後年度に措置されます。

説明は以上です。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 以上で歳入の説明を終わります。

次に、補正予算書の4ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正のうち、所管分であります3款1項新生児臨時特別給付金事業について、執行部の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（井本正彦） それでは、ご説明申し上げます。

4ページの第2表繰越明許費補正の分でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、新生児臨時特別給付金事業でございますが、今回200万4,000円を繰越明許として計上させていただいております。新生児臨時特別給付金事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、昨年9月

定例議会に補正予算としまして6,043万7,000円を計上させていただきました。議会におきましてご承認を受けまして、この新生児臨時特別給付金事業を実施しているところでございます。今回、特別定額給付金の対象とならなかった4月28日以降、本年の3月31日までにお生まれになった新生児に対しまして10万円を給付しております関係で、この新生児臨時特別給付金の申請受付を本年4月20日までとしておりますことから、給付事務が次年度、令和3年度にまたがってまいります。このことに伴い、今回繰越明許をお願いさせていただくものでございます。説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に、4款1項環境基本計画改定事業について、執行部の説明を求めます。

環境課長。

○環境課長（中島康秀） 環境基本計画改定事業の363万円について説明いたします。

今回の繰越明許は、第4次太宰府市環境基本計画が新型コロナウイルス感染拡大の影響で策定が遅れており、現在のところ令和3年7月頃の完成予定であることから、繰越しをお願いするものであります。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） パブリック・コメントが行われると思うんですけども、いつからいつまでとか、決まっているんでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 環境課長。

○環境課長（中島康秀） パブリック・コメントにつきましては、審議会の答申を受けた後に実施する予定としております。日程につきましては、まだ詳細なところは詰めておりませんが、4月から5月にかけてを予定しております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 議案第22号の当委員会所管分の補正全般について、質疑漏れはありませんか。よろしいですか。

すみません、私のほうから1件、新生児臨時特別給付金事業で、3月31日までに生まれた方ということですが、これは学年として捉えたらば、4月1日にはならないんでしょうか。

福祉課長。

○福祉課長（井本正彦） 本事業につきましては、年度でということ区切りをさせていただいた関係でございます、3月31日まで。本来ですと、学年で言いますと4月1日までということにはなるんですが、今回この本事業については3月31日で区切りをさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 分かりました。

それでは、ほかに質疑漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 以上で本案に対する説明、質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第22号の当委員会所管分について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第22号「令和2年度太宰府市一般会計補正予算（第9号）について」の当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時11分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第23号 令和2年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について

○委員長（小島真由美委員） 日程第10、議案第23号「令和2年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

補正予算書16ページ、17ページをお開きください。

執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（高原寿子） 議案第23号「令和2年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について」をご説明申し上げます。

17ページをお願いいたします。

このたびの補正予算案は、歳入予算組替えでございます、総額におきましては差し引き増減なしとなっております。

事項別明細書でご説明いたします。

補正予算書22ページ、23ページをお開きください。

内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に対する国、県からの財政支援に伴うものでございます。

歳入でございますが、1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税を1,603万2,000円減額し、2款県支出金、1項県負担金・補助金、1目保険給付費等交付金、2節特別交付金を641万4,000円、8款国庫支出金、1項国庫補助金、1目1節災害等臨時特例補助金を961万8,000円増額補正するものでございます。

続きまして、24ページ、25ページをお開きください。

歳出でございますが、3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分について、歳入の補正に伴いまして財源を更正するものでございます。一般財源を1,603万2,000円減額し、特定財源国県支出金を同額増額するものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第23号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第23号「令和2年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時14分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第33号 令和2年度太宰府市一般会計補正予算（第10号）について

○委員長（小島真由美委員） 日程第11、議案第33号「令和2年度太宰府市一般会計補正予算（第10号）について」の当委員会所管分を議題とします。

補正予算書3ページをお開きください。

第3表債務負担行為補正の所管分であります予防接種会場関係器具等賃借料及び人材派遣業務委託料（新型コロナウイルスワクチン接種事業）について、執行部の説明を求めます。

元気づくり課長。

○元気づくり課長（安西美香） それでは、補正予算書3ページをご覧ください。

第3表債務負担行為補正の変更について説明いたします。

これらの債務負担行為補正につきましては、令和2年度から新型コロナワクチン接種の速やかな接種に向けて、準備に必要な経費及び令和3年度からの接種の実施に必要な経費を計上しているものです。

まず、予防接種会場関係器具等賃借料（新型コロナウイルスワクチン接種事業）についてですが、これは新型コロナウイルスワクチン接種時の会場で使用するパソコン等の機材の借り上げ料と、設置に関する委託費用になります。接種開始時期が遅れていることから、令和3年度の会場借り上げ期間の見込みを7か月から8か月に延ばして計算し、26万9,000円を増額した4,040万1,000円を計上するものです。

次に、人材派遣業務委託料についてですが、これは集団接種の際の会場の受付や案内等に携わる事務職員を人材派遣業務として委託した場合の費用で、筑紫医師会との協議の中で、休日の接種時間の最長の設定を6時間から午前・午後1時間ずつ延ばして調整していることと、接種後の事務処理等の費用を加えたことによる変更で、3,561万7,000円を加算した6,276万1,000円を増額計上しております。

説明は以上となります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（小畠真由美委員） 以上で説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小畠真由美委員） 以上で本案に対する説明、質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小畠真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第33号の当委員会所管分について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小畠真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第33号「令和2年度太宰府市一般会計補正予算（第10号）について」の当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時17分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第34号 令和3年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について

○委員長（小島真由美委員） 日程第12、議案第34号「令和3年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」の当委員会所管分を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、事項別明細書の歳出から審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） また、歳出の補正を説明していただくに当たって、関連する項目として同時に説明したほうが分かりやすい補正項目については、併せて説明をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 異議なしと認め、歳出から審査を行い、執行部におかれましては、関連として同時に説明したほうが分かりやすい補正項目については、歳出の中で併せて説明をお願いいたします。

それでは、歳出の審査に入ります。

補正予算書は、12ページ、13ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉総務費について、執行部の説明を求めます。

生活支援課長。

○生活支援課長（藤井泰人） 細目007生活困窮者自立支援関係費、10節需用費、消耗品費、200万円についてご説明いたします。

これは、令和3年2月9日の臨時議会において、増額補正の議決をいただきました新型コロナウイルス感染症による自宅療養者等に生活物資をお届けする支援につきまして、令和3年度においても継続して行うための予算であります。

太宰府市内に住所を有する新型コロナウイルス感染症の陽性患者のうち、自宅療養者及び濃厚接触者で、親族等からの支援を受けることが困難な方を対象に、食料品や日用品などの生活物資を無償で自宅に届ける支援に要する物資購入費であります。支援物資はおおむね1週間分で、内容は、お米、麺類、レトルト食品、缶詰、ジュースなどの食料品、及びトイレットペーパー、アルコール除菌シート、洗剤などの生活必需品としております。電話などで市に申し出ていただき受付を行い、物資の配送に関しましては、自宅療養者のプライバシー保護の観点から、市職員が直接自宅にお届けいたします。経費は、1セットを1万円程度として、200セット200万円を計上いたします。

続きまして、次のページ、14、15ページをご覧ください。

18節負担金、補助及び交付金、生活困窮者生活支援金1,200万円についてご説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響で、収入の減少や失業等による生活困窮となった世帯に対し、現在、社会福祉協議会では緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付が実施されており、

これまで1,000件に迫る申込みを受け付けていると聞いております。しかし、長引く困窮状態から生活を立て直すために特例貸付の申請を行ったものの、多額の債務や健康状態により償還が見込めないなどを理由に、審査の結果、不承認となるケースが多く発生しています。そこで、これらの特例貸付が受けられない世帯に対して生活費の一部を支援することで、生活の安定と自立の促進を図ることを目的に、生活困窮者生活支援金を支給するものです。

支給の対象は、申請日において太宰府市内に住所を有し、社会福祉協議会における総合支援資金の増額及び再貸付の特例貸付において不承認決定を受けた世帯を対象といたします。また、給付金額は1世帯10万円といたしますので、120件分1,200万円を補正いたします。

県社会福祉協議会から本市に送付されます不承認通知に基づき、市から対象者に生活支援金支給のお知らせを行い、本人からの申請により支給いたします。受付期間は、令和3年度中といたします。

続きまして、生活困窮者支援活動等補助金100万円についてご説明いたします。

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少や失業等で生活困窮に陥った方々を対象に、国や県とともに、市でも独自の支援策で生活の安定と自立の促進を図ってまいりました。併せて、先日の市役所前での大学生、留学生食事支援などのように、市民グループや学校などの団体とも協力し、生活困窮者に対する支援活動の輪を広げています。

そこで、これらの支援活動を資金面からもバックアップすることで、団体等の支援活動の活性化をさらに図り、市民の生活の安定につなげることを目的に、生活困窮者支援活動等補助金を創設するものです。

補助の対象は、日頃から生活困窮者に対する支援活動等に関わる団体とし、補助金額は生活に困窮する市民に向けた活動における消耗品や使用料などの必要経費の2分の1で、上限額を10万円といたします。全て上限額の10万円の申請を受けたとして、10団体分の100万円を補正いたします。

なお、細目007で増額補正いたしました3件1,500万円の財源につきましては、補正予算書8、9ページをご覧ください。

15款2項1目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2億8,808万3,000円のうちの1,500万円を充当いたします。

説明は以上になります。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 新型コロナウイルスの関係の物資の支援について、幾つかお伺いいたしますけれども、まず最近の感染傾向としては少なくなっているところなんですけれども、物資はその都度買い足される形ですか。それとも、一定数まとめて確保しておいて、必要が生じたときにどんどんお渡ししていく形ですか。

○委員長（小島真由美委員） 生活支援課長。

○生活支援課長（藤井泰人） 内容としましては、その都度購入というふうに考えておりますが、ただ先に5セットほどのストックをしながら、要請がありまして支援が決定しましたら、その都度購入していくというふうな形を今取っております。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 新型コロナウイルスの臨時交付金についてなんですけれども、たしか給付をするような事業だったりしたら、その成果であるとか効果といったものを公表、検証するというようなことが事務連絡かなんかであったと思うんですけれども、そうした成果というのか、検証というのか、どのような形で発表していく予定なのか、分かっていたらお知らせください。

○委員長（小島真由美委員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（友田 浩） その分につきましては、当部の所管だけではなくて、全体の部にわたりますので、取りまとめ自体は総務部の経営企画課のほうで行っておりますので、こちらの委員会では、今の状況というのは把握ができていないところでございます。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。

木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） 先ほどの物資の支援に関連してお伺いします。

これは、2月の臨時議会での案件を、また令和3年度も同じ事業を続けるということですが、令和2年度の分なんですけれども、事業の今の執行状況はどのくらい対応していらっしゃるのかをお聞きします。

○委員長（小島真由美委員） 生活支援課長。

○生活支援課長（藤井泰人） 今現在、5世帯8セットを支援しております。

○委員長（小島真由美委員） 木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） すみません。予算に対してどのくらい。まだ5世帯だと、まだまだ余裕があるというふうに思いますけれども。

○生活支援課長（藤井泰人） 予算は50万円の補正をしておりますので、それからしますと、かなり余裕はあろうかと思っております。ただ、これは令和3年度も含めまして、先がはっきり見通せない状況ですので、ある程度余裕を持ったところでの予算化が必要じゃないかというところも配慮しての予算計上をさせていただいているところであります。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。

船越委員。

○委員（船越隆之委員） 前回の会議の中で、困窮者の支援で50万円が1人1万円と。物資を届けるといふようなことと、この200万円というの、その50万円が含まれるということですかね。

○委員長（小島真由美委員） 生活支援課長。

○生活支援課長（藤井泰人） 今回補正計上させていただいておりますのは、令和3年度の事業になりますので、4月1日以降にこの物資を購入する必要が出た場合は、こちらで対応させていただくということになります。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

陶山委員。

○委員（陶山良尚委員） 生活困窮者生活支援事業についてお聞きしたいというか、確認したいんですけども、先ほど1,000件ぐらい申込みがあったということでありました。その中で承認の決定を受けているものという形で、今回1世帯10万円ということで120件分ということでしたけれども、大体120件ぐらいの承認の決定をされた事案があるという形で認識しておいていいんですかね、その辺は。

○委員長（小島真由美委員） 生活支援課長。

○生活支援課長（藤井泰人） 今現在、承認を受けられてある方で、うちが把握しているものは31件ございます。これは、今現在ですので、今社会福祉協議会が3月いっぱい再貸付けの申請を受け付けてあります。こちらに、結構な件数を受け付けたということ聞いておりますので、それに伴いまして不承認の決定になる方もある程度出てくるんじゃないかというところで、はっきりした数字ではありませんが、このぐらいの予算があればということ考えておるところです。

以上です。

○委員（陶山良尚委員） 分かりました。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） 関連して、この支援の要件に合わなかった方に10万円ということですけれども、恐らくその要件というのが、先ほど言われたとおり、債務とか、いろいろな状況ということでした。返済の見込みが厳しいというところで、社会福祉協議会の制度では対応できないというところで10万円というのは分かりますけれども、これはあくまで一時的な10万円だと思んですが、今後の回数ですよ。何回までとか、それとか、これでカバーできない困窮者の方はどういうふうにかこれ以降対応していくのか、何かそういうセーフティーネットみたいなものがあれば教えてください。

○委員長（小島真由美委員） 生活支援課長。

○生活支援課長（藤井泰人） 今言われましたとおり、この10万円で必ずしも生活の安定に即つな

がるかどうかというところは、分からないところです。今、まだ先が見通せないような状況で、国のほうの施策もいろいろ、例えばこの貸付け1つを取りましても、期間が延びたり、また再貸付けという制度を打ってこられたりということで、状況に合わせた施策を取られてあります。そういった国の施策等を注視しながら、市としてもそれに合わせた対応ができればということで考えておりますので、これからの状況を見ながらの、また検討をさせていただくことに、その必要があらうかというふうには思っております。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） 木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） まだ具体的な対策というのはないみたいに聞こえたんですけども、せめてこの方たちには行政とのつながりを維持していくべきかなと思っています。これは意見です。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） 私も関連してなんですけど、この10万円の1,200万円という予算の組み方なんですけれども、これは全て国からの臨時交付金という形での対応だと思うんですけども、予算の枠としては小さいように思えてしょうがないんですね。その辺の検討というか、例えば10万円でしたら、120件というのは結構早い段階でなくなるような気もするんですけど、ほかに漏れている方たちとか、また生活保護までは至らないけれども、ぎりぎりの生活の中でどうしてもいろいろなことに支障がある方たち、物資を渡しながら、そういう方たちとも話をされると思うんですけど、ここの予算の枠について、今後増やしていかないといけないという対応というのは、もちろん可能性として持ちながらのこの予算なんでしょうか。

生活支援課長。

○生活支援課長（藤井泰人） 今言われましたとおり、これから先の情勢がどのように変わるかというところで、市の施策としてもまた考えていかないといけないと思います。例えば、今補正させていただいているものを継続していくようであれば、ここに不足が生じればそこをまた補正という形でお願ひすることも考えられますし、また違ったやり方で支援というのを提案させていただくというふうなことも考えられろうかと思っております。

いずれにしても、これから先の情勢をしっかりと見定めながら考えていく必要があらうかというふうに思っております。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） 考え方としては、この1,200万円の枠が終わった段階で、一旦は終わりという形で考えられているんですかね。

生活支援課長。

○生活支援課長（藤井泰人） 今、国の施策で再貸付けのところまでを含めたもので、不承認の決定をもらわれた方を対象にしております。この事業の中身から行きますと、その再貸付けというのは、3月いっぱいまで今国が考えておりますので、一応今のところ対象としては、3月い

っぱいまでで不承認になられた方が対象というふうになっております。ですので、これからこの事業自体がまた延長されたりとか、また中身が変わったりしたところで、また再検討をしていく必要があるかというふうに思っております。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） 分かりました。

それでは、ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に、補正予算書14ページ、15ページをお開きください。

同項2目老人福祉費の002、在宅老人福祉費について執行部の説明を求めます。

高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（田中 縁） 続きまして、2目老人福祉費、002在宅老人福祉費940万1,000円の補正についてご説明いたします。

新型コロナウイルス感染症拡大の長期化により、高齢者の外出や社会参加の機会が減少し、活動量の低下や孤独化が日常化しつつあります。そこで、在宅高齢者の支援策として、今回3つの事業を計上させていただいております。

まず、10節印刷製本費39万5,000円につきましては、令和2年9月議会において第6号補正でご承認いただきまして作成いたしました介護予防手帳の増刷費用になります。現物はこちらでございます。前回5,000部作成させていただいて、介護予防教室の参加者ですとか、自治会を通じて地域の高齢者サロンやひまわり会の参加の皆様、公民館で活動されている団体の皆様などに配布いたしました。おかげさまでご好評をいただきまして、追加のご要望などもありましたので、今回増刷させていただくこととしております。今回は1万部増刷させていただいて、さらに多くの在宅の高齢者の皆様に今後お届けしていきたいというふうに考えております。

併せて、この手帳の使い方のご説明ですとか、これを活用した介護予防などの方法について、高齢者支援課の保健師や専門職スタッフが、出前講座の形で地域に出向いていくというふうに取り組むことにしております。

次に、12節委託料、太宰府すこやか体操普及推進業務委託料400万6,000円についてご説明いたします。

外出自粛が続く中、心身機能低下予防に効果的な体操を視覚的に伝えることができるDVDを制作しまして、高齢者団体などに配布して活用していただくことにより、団体活動の活性化はもとより、閉じ籠もりがちな高齢者の参加促進を支援することを目的としております。

また、自宅で気軽に取り組める内容として、個人でもできる運動習慣の定着を促進することも、併せて目的としております。

DVDの制作と併せまして、地域や団体へ講師を派遣して出張指導を行う普及活動まで含んだ業務内容とさせていただいております。

なお、DVDのほうは、高齢者が継続して利用していただけるように、親しみやすくかつ太宰府のオリジナル性等も考慮した内容で制作することといたしております。

次に、同じく12節委託料、高齢者在宅生活状況把握調査等委託料500万円についてご説明いたします。

在宅高齢者の日頃の生活や健康状態を振り返り、心身機能の衰えや、新型コロナウイルス感染症拡大の前後で心身機能に何らかの変化はないか等について調査し、生活機能の低下のおそれがある方を早期に把握することを目的としております。

対象は、75歳以上の高齢者約1万人のうち、要介護認定を持っておられない約7,000人を対象にします。生活機能の低下を早期に把握するためのツールとして、厚生労働省が作成しております25項目から成る基本チェックリストをベースにしたアンケート調査票として送付をいたします。該当項目数ですとか傾向を分析いたしまして、それぞれの結果に応じて適切な予防事業や社会参加活動、運動・スポーツ活動などにつながるように結果とともにご案内をし、必要に応じて個別にアプローチしていくことを予定いたしております。

以上、3つの事業の歳入につきましては、9ページをご覧ください。

15款2項1目3節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、歳出と同額の940万1,000円を充当することとしております。

説明は以上です。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 2つありますけれども、まずDVDを作つてという話ですけれども、いつ頃の完成を目指しているのかということが1つ。それと、最後の7,000人を対象にという話ですけれども、新型コロナウイルス対策ということで今回出ているわけですけれども、内容的には継続していけるといいだろうなと思うんですよね、こういう仕組みというのは。ですから、コロナの先を見越して何かしら、現時点での想定とか考えとかがあるのか、あればお聞かせください。

○委員長（小島真由美委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（田中 縁） まず、1点目のDVDの制作につきましてですが、予算成立後、早速業者選定等に入りますので、早くて夏頃になるとは思っております。それまでに高齢者の方々のワクチン接種が進めばいいなと思っております。

2点目の調査のほうですけれども、一応今回は75歳以上の高齢者の方ということで、これが後期高齢者医療の対象となる方たちになります。コロナ対策ということでもありますので、もちろんコロナ前後の変化というのは、一般的にも高齢者が閉じ籠もりがちになって機能が低下しているということは言われていることでもありますので、実際本当にそういうところが現象としてあるのかどうか、そこは私どもとしても把握したいところでありますし、それをアンケ

ートという形で一応お返しいただくことにはしているんですけども、個別にそれぞれの皆様に、元気な方にはこれまでどおり社会参加活動とかスポーツ活動に行っていたいただいて、実際に介護予防事業とかの対象になりそうな方については、それに対してのアプローチをしていくというふうに今回考えています。令和3年度から保健事業と介護予防の一体的実施というのも始まりますので、そういうところからも個別のそれぞれの方々のデータというのはできるだけつかんで、アプローチをしていかないといけないような事業になっていますので、そういうところにも活用できればいいかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） 笠利委員、いいですか。

○委員（笠利 毅委員） はい。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 進めます。

それでは、同目老人福祉費の009高齢者施設等関係費について、執行部の説明を求めます。
介護保険課長。

○介護保険課長（立石泰隆） 同目009高齢者施設等従事者関係費、18節負担金、補助及び交付金、高齢者施設等従事者特別支援金1,600万円についてご説明いたします。

この支援金は、新型コロナウイルスの感染リスクが高い最前線で献身的に介護等の業務に当たる市内の高齢者施設等の従事者に、安心して従事できるよう、当該高齢者施設等を運営する事業者に対し一律10万円の特別支援金を給付するものでございます。対象事業所といたしまして、市内に所在する高齢者施設等、介護系、医療系の事業所、合わせまして約160事業所を見込んでおり、1事業所当たり10万円ですので、1,600万円を計上するものでございます。ただし、同一の事業所で複数の事業が実施されている場合で、人員及び設備等の観点から複数の事業が一体的に行われていると認められる場合は、これを1事業所とみなします。

併せまして、本事業に関わる歳入財源につきましてご説明いたします。

補正予算書8ページ、9ページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を同額充当することとしております。

なお、この給付事業は、筑紫地区の4市で同一の給付事業を行うこととして、現在調整をしております。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。よろしいですか。

私のほうから、これは高齢者施設等の従事者へ渡らないといけないわけですが、その辺の事業者へ投げ渡しというようなことではなくて、何か事業者さんへの規定とかを一緒につけてお渡しするような形になるのでしょうか。

介護保険課長。

○介護保険課長（立石泰隆） 従事者の方に安心してお仕事のほうに就いていただけるようにということで、事業者ごとではございますが、従事者の方に配分していただくなり、従事者の方が安心して仕事をしていただくための物品の購入であったりとかといったものの費用に充てていただくということで、費用を使っていただくようにしております。また、この費用の支出につきましては、全従事者のほうに広報等とか朝礼とかでの案内をしていただくように条件のほうを付しております。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

船越委員。

○委員（船越隆之委員） 今のことについてまた聞きたいんですが、この10万円で従事者の方にいろいろなコロナに対する防御策というか、そういうのを購入するに当たっても、10万円でどのような使い方というか、物を買うという市からの指定はないんですかね。向こうに任せっきりで、実際にどういうものを買って、どのような形で使用されるかということは確認されないわけでしょう。

○委員長（小島真由美委員） 介護保険課長。

○介護保険課長（立石泰隆） 介護サービス事業所も、ケアプランを作られるケアマネから、介護サービスをされている高齢者の方を直接介護をする、接触する方も業種も様々ございますので、市のほうからこれを買いなさいとか、こういうふうに使いなさいということは特別指定をしております。その業種によって適宜使いやすいものといいますか、感染対策に必要なものに柔軟に使っていただくというところで考えております。

○委員長（小島真由美委員） 船越委員。

○委員（船越隆之委員） 指導はないにしても、そういう高齢者施設等の従事者に対していろいろな形でコロナに関することであれば、それなりの決まりじゃないけれども、これは最低限度必要ですよというのがあるはずなんですよね。そういうことに関しても向こうに任せっきりじゃなくて、ある程度のお金を出す以上はそういう指導というか、それは僕はあるべきじゃないかなという気はするんですよね。そうしないと、任せっきりで、それに対して買ってくださと言っても、どの範囲で何をどう買うのかって、最低限度の必要な備品というのは要るはずなんです。手袋にしてもマスクにしても何にしても、だからそういう最低限のあれをきちんと守ってくださいよという指導の下にお金を配付するのであればいいんだけど、ただ任せっきりで10万円使ってくださいと言うだけじゃあ、私はどうかなとは思っているんですけども。

○委員長（小島真由美委員） 介護保険課長。

○介護保険課長（立石泰隆） 任せっきりというか、事業の業種の形態に応じて、先ほどおっしゃったようなマスクであったり手袋であったりとかフェースシールドであったりというものを、サービスの業種に応じて必要なものを購入していただくというところで、細かいこれという商

品を特定したものではありません。この補助要項の中にも、そういうコロナ感染の対策に伴わない事業に使われた場合は、返還のほうをしていただくような形で規定を設けておりますので、使われていない場合はそういう返還という形になるというふうに考えております。

○委員長（小島真由美委員） では、進めます。

次に、3款2項3目教育・保育施設費について、執行部の説明を求めます。
保育児童課長。

○保育児童課長（大石敬介） 細目005保育施設運営支援費、18節負担金、補助及び交付金754万8,000円の増額補正についてご説明いたします。

こちらには、2つの補助事業の経費を計上しております、いずれも新型コロナウイルスの対策として支援を行う心温まる7つのサポートの子育てサポートとして実施するものです。

まず、1つ目の待機児童支援補助金につきましては、認可保育所等の待機児童のうち、届出保育施設に通う児童の保育料の一部を補助し、世帯の経済的負担を軽減することで、コロナ禍における子育て世帯の生活の安定を図ることを目的として実施するものです。

対象は、認可保育所を待機となり、届出保育施設に通う児童で、なおかつ幼児教育・保育の無償化の対象とならない0、1、2歳児を持つ市民税課税世帯が対象となります。補助額としましては、無償化の限度額4万2,000円を上限とし、届出保育施設の月額保育料から、認可保育所に入所した場合の月額保育料を差し引いた額の半額を補助するものとしており、総事業費は444万8,000円でございます。

次に、届出保育施設運営支援補助金についてご説明いたします。

届出保育施設は、多くの待機児童を抱えた本市にとって、認可保育所と同様に重要な保育資源であることから、コロナ禍において子育て世帯が安心して子どもを預けることができるよう、届出保育施設の安全かつ健全な保育環境の確保及び保育環境の充実を図ることを目的として、施設に対し運営費の一部を補助するものです。

補助基準額は、1施設当たり10万円に、児童1人当たり1万円を上乗せした額としております。対象となる施設は市内に6施設あり、児童数が250名ほどおりますので、総事業費は310万円を見込んでおります。

なお、認可保育所並みの補助を受けている企業主導型保育所と、事業所の福利厚生として保育が行われている事業所内保育所につきましては、対象外としております。

財源につきましては、両事業とも国庫補助金を財源としております。

補正予算書8、9ページをご覧ください。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、3節総務管理費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に、両事業費合計の754万8,000円を計上しております。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 待機児童支援補助金なんですけれども、聞き漏らしたかもしれないので、すけれども、具体的にはどのような形で支援というか、補助をしていくんでしょう。つまり、家庭のほうに連絡を言ってやるのか、保育所経由でするのか。

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（大石敬介） 補助金は、保護者の方に補助しますので、保護者の方からの申請を受ける形を考えております。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 進めます。

次に、4款1項1目保健衛生総務費から、補正予算書の16ページ、17ページの3目母子健康診査料までについて、執行部の説明を求めます。

元気づくり課長。

○元気づくり課長（安西美香） それでは、4款1項1目、細目002健康づくり推進費480万4,000円の増額補正について説明いたします。

こちらには、3つの事業の経費を計上しております。これらの事業は、新型コロナウイルスの対策として支援を行う心温まる7つのサポートとして実施するものです。

まず、1つ目の11節役務費161万6,000円につきましては、元気づくりポイント事業のポイント交換に係る郵送費用を計上しております。例年、いきいき情報センター2階フロアにてポイント交換を実施しているのですが、交換会場が密になりやすいこと、いきいき情報センターが新型コロナのワクチンの接種会場に決まったことなどから、今年度につきましてはポイント交換の方法を郵送による交換に変更し、3密を避け、新型コロナウイルス感染防止に努めてまいります。

次に、17節備品購入費について説明いたします。

コロナ禍において、災害時の避難所や各種イベント等における体調不良者の健康状態観察の一助として、体内の酸素飽和度が確認できるパルスオキシメーターを準備し、イベントへの貸出し等を行っていくものです。パルスオキシメーター30台の購入費用として、118万8,000円を計上しております。

次に、18節負担金、補助及び交付金200万円について説明いたします。

新型コロナ対策としてのBeautiful Harmony事業の一環として開始しました家族内感染対策事業につきまして、令和3年度も継続して事業を実施するために計上するものです。

事業内容としましては、新型コロナウイルス感染症陽性者の濃厚接触者と認定された人のご家族や、医療従事者とそのご家族などの宿泊費を助成することで、安心できる居場所確保し、

家族内での感染の防止を図るとともに、宿泊者が減少している宿泊施設の活性化を図るものです。

これらの事業の財源としましては、8ページ、9ページをお開きください。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、3節総務管理費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2億8,808万3,000円から全額充当いたします。

続きまして、4款1項2目保健予防費、細目006新型コロナウイルスワクチン接種事業関係費3億9,423万4,000円の増額補正について説明いたします。

これは、ワクチン接種に関わる体制確保と、接種に係る費用について計上したものです。

内訳としましては、まず2節給料、3節職員手当等、4節共済費につきましては、接種会場に入る会計年度任用職員で、保健師の雇い上げのための費用です。接種会場では、接種後の健康観察や、全体的なフリーの専門職として配置する予定です。

次に、7節報償費1億7,280万円についてですが、接種の際の予診と接種に携わる医師及び看護師への報酬としての費用を計上しております。

次に、10節需用費につきましては、予約決定通知等の用紙、プリンタートナーなどの事務用品、接種に使用する医薬材料、救急の際の医薬製剤等の消耗品、印刷製本費として接種券等の印刷費用、合わせて1,237万9,000円を計上しております。

次に、11節役務費としましては、接種券等の郵便料、コールセンターの電話料、使用済みの注射器や針の廃棄物処理の手数料、診療所としての開設手数料など、合計830万1,000円を計上しております。

次に、12節委託料としまして、予防接種台帳等のシステム改修、接種会場の運営等に関する各種委託料、予約や問合せに対応するためのコールセンターの業務委託料、予防接種委託料、集団接種会場までの送迎車運行業務委託料など、合わせて1億1,942万4,000円を計上しております。

次に、13節使用料及び賃借料につきましては、集団接種会場に設置する予約確認用のパソコン等の機械器具等の借り上げ料などの合計7,280万8,000円を計上しております。

次に、14節工事請負費としまして、ワクチンを保管するためのディープフリーザー用のコンセント新設工事等、17節備品購入費としましては、ワクチン保管のための冷蔵庫や自動手指消毒器、救急処置用の器具等113万7,000円を計上しております。

財源といたしましては、補正予算書の8ページ、9ページをお開きください。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金2億4,869万7,000円、及び15款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金の1億4,553万7,000円、補助率10分の10を財源としております。

補正予算書の16ページ、17ページにお戻りください。

続きまして、4款1項3目母子保健費、001母子健康診査費326万8,000円の増額補正について説明します。

これは、新型コロナの感染状況等を踏まえながら、令和3年度においても当面は感染拡大防止のため、4か月児及び1歳6か月児健診を集団健診から個別健診へ切り替えて行っていくもので、集団健診の医師等への報償費を470万4,000円減額し、個別健診用の受診票の印刷製本費、乳幼児健康診査委託料を増額計上しております。

また、17節備品購入費としまして、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、外出の自粛等の対策の結果、自宅で過ごす時間が長くなり、子どもが家でテレビを見たり、パソコンやゲームの時間が増えたことが子どもたちの視力の低下につながっているという報告もあることから、3歳児健診の視力検査がより正確に容易にできるよう、スポットビジョンスクリーナーという機械を健診に導入するための購入費などを合わせました113万7,000円を計上しております。

当事業に係る費用の財源としましては、補正予算書8ページ、9ページをご覧ください。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、3節総務管理費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2億8,808万3,000円から充当いたします。

説明は以上になります。

ご審査のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） まず、家庭内感染対策費用助成金なんですけれども、去年の冬頃からでしたっけ、始まったのは。今までのところ、どれぐらいの利用があったのかという実績に関する質問が1つ。

それと、ワクチンのことなんですけれども、これは不確定なことが多いと思うんですけれども、人材派遣にしても会場借り上げにしても、期間を定めて計算していると思うんですけれども、何か月を想定してこの予算額になっているのかということですね。

3つ目というか、今の附属なんですけれども、聞き漏らしたかと思うんですけれども、会場等借り上げ料というのは、いきいき情報センターであるとか総合体育館に関するものなのかということをお聞かせください。

○委員長（小島真由美委員） 002と006ですね。

元気づくり課長。

○元気づくり課長（安西美香） それでは、まず最初の家族内感染についての実績についてお答えいたします。

今までに3件の申請があつておまして、それぞれ2月2日に1件、2月9日に2件の申請があつております。総額20万8,850円の支出があつております。1件目については以上です。

それから、2件目については、人材派遣等の期間についての想定ということで、先ほども説明しましたように、国からの接種が若干遅れていることもありまして、今のところ約8か月間

を想定しております。

それから、3番目につきましては、会場準備の人員等についてということで、大枠ではありますが、今内部でのシミュレーション等で会場を確認しております。事務に関わる人員等については1会場に対して約15人ぐらいを想定しているところです。借り上げ料につきましては、いきいき情報センターと、とびうめアリーナのほうになっておりますので、その部屋の借り上げ料等について計上させていただいているところです。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

関連してですけれども、この借り上げ料の内訳は分かりますか。

○元気づくり課長（安西美香） まだ、すみません、そこまでは。

○委員長（小島真由美委員） 分かりました。

ほかにありませんか。

木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） 委託料の人材派遣業務委託料、これは額的にはすごい莫大な金額なんですけれども、先ほど言われた1会場当たり15人という配置、それとあと会計年度任用職員のほうも予算が上がっていますけれども、そこら辺の分けがどうなのかということと、あと人材派遣で派遣される方というのは、特殊な資格を有する者かということをお答えください。

○委員長（小島真由美委員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（友田 浩） この分につきましては、特別な資格というのは必要ございません。

人材派遣につきましては、各会場ごとにレイアウトを作成いたしまして、人員の配置を検討しているところですので、適宜な人員配置を考えていきたいというふうに考えております。

○委員長（小島真由美委員） 木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） 分かりました。これは、両会場とも公共施設で指定管理者が管理している施設なんですけれども、指定管理者のイベントが制限されるということで、そこら辺の調整も必要だとも伺いました。しかしながら、ワクチン接種会場としての運営で、両施設の指定管理者を活用するというようなことも考えられるかなと思うんですけれども、そこら辺についてはどうでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（友田 浩） その分についてでございますが、会場全てを借り上げるわけではございませんので、当然指定管理者としての業務、窓口的なものとしては職員配置が必要ということで、指定管理者のほうからも意見を伺っております。必要な人員を出せるかどうかというのは、今後指定管理者との協議になるかと思っております。

○委員長（小島真由美委員） 木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） 最後です。委託料の中で、送迎車運行业務委託料というのがあるんですけれども、こちらのほうを詳しくお伺いします。

○委員長（小島真由美委員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（友田 浩） 詳細はまだ決まっているわけではございませんが、今のところ考えている案といたしましては、とびうめアリーナへの西鉄都府楼前駅からの運行といたしますか、接種者の運搬といたしますか、そちらを考えているところです。いきいき情報センターにつきましては、バスが正面乗りつけというところもありますし、西鉄も近くにありますので、そういう計画を現在練っているところです。

○委員長（小島真由美委員） 私のほうから1つ、報償費の医師等謝礼が1億7,200万円、この件についてなんですが、これは医師1人当たり幾らというような算定は、筑紫医師会全体的に統一されているものなんでしょうか。それと、この協力医師については、何名という確約というのは今のところできているのでしょうか。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（友田 浩） 謝礼金額については、現在調整中でございますので、5市統一した形になればというふうには思っているところです。医師、看護師の派遣につきましては、筑紫地区5市で医師会等の調整をしているところですが、各市それぞれレーン数が会場によっても違いますので、太宰府市はこのレーンの数でこの人数の医者と看護師さんを派遣いただきたいということで話はしておりますが、まだ最終的な了解という決定はいただいているところではございません。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） もう一つ。コールセンターの業務委託料というのが上がっています。この業務委託の中で、まずこのコールセンターの業務というのは早く取りかからなきゃいけないと思いますが、予算の成立もあるんですけども、まずコールセンターの事前の準備状況とか、これが早く立ち上がることによって担当課の皆さんの仕事もかなり軽減されると思うんですが、この状況についてはどうでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（友田 浩） この予算につきましては、令和2年度の予算として2月9日に議決していただいた分がございますので、それを含めて現在、業者の契約は既に完了しております。3月22日を目途に開設をするようにしております。近々のうちにホームページとか、そういう形で市民の方にご案内をするようにしております。ただ、接種券を送付できる時期が、ワクチンの供給の時期がずれてきていることもありまして、接種券の配布自体も少し遅らせなければならないような形になっておりますので、コールセンターをご案内して、まずできる業務といたしましてはワクチン接種に関するご相談ということに限られてくるかと思っております。予約につきましては、接種日時が供給によって決まりますので、現段階ではまだ、福岡県も各市町村に来るのが4月26日に1箱という形しかまだ明確には出ておりませんので、現在接種日程については調整中でございますので、コールセンターを全般的にご案内できるのはもう少し後かなというふうに思っております。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

船越委員。

○委員（船越隆之委員） このコロナに対する臨時工事費ですかね、24万2,000円、これは何か、例えばコロナワクチンを保管するための電気工事ということでしょう。これは、今もテレビ等で報道されているように、例えば電気の容量を単独でしておかないと、もしほかの機材にそれを使うと、電気の容量が落ちるし、それが駄目になったと、ワクチンが駄目になったというようなことがあるわけじゃないですか。実際は、それを考えてのちゃんとした単独の電気工事ということですよ。

○委員長（小島真由美委員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（友田 浩） 今、承認されているワクチンは、ファイザー社の分でございます、超低温冷凍ということが必要になります。現在、設置箇所としてはいきいき情報センターと総合体育館に1台ずつということで、太宰府市については、全体で5台の割当てが来るような形になっております。今後、接種会場については、またいきいき情報センターととびうめに限らず、また複数選定をする場合も想定しておりますので、その場合に、先ほど委員が言われたような電源供給について不安がないような形に、それを除去するためには工事が必要になる場合もありますので、今回予算を計上させていただいているところです。先日も、夜中に電源が落ちてということで、実際はタコ足配線だったことが原因ということで、国からも電源の供給についてはしっかり配慮するよという指導も来ておりますので、それに伴う予算措置でございます。

○委員長（小島真由美委員） 船越委員。

○委員（船越隆之委員） 現時点では、これは予備的な金額ということみたいですがけれども、現在体育館といきいき情報センターには、予備のそういう電源を引っ張る余裕があるということですかね。

○委員長（小島真由美委員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（友田 浩） 総合体育館といきいきについては、現場確認をいたしまして、いきいき情報センターのほうには工事が必要ということですので、その分については、令和2年度2月9日に提案させていただいた予算のほうから既に工事をさせていただいています。とびうめにつきましては、対応が可能ということも確認が取れておりますので、これはあくまでも令和3年度4月以降に新たな接種会場が見つかった場合に、その工事が必要になった場合の予算ということで確保させていただいているところです。

○委員（船越隆之委員） ありがとうございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。質疑漏れはありませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 以上で歳出の説明を終わります。

歳入につきましては、歳出と併せて既に説明を受けましたので、議案第34号全体についての

質疑漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) 以上で本案に対する説明、質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

笠利委員。

○委員(笠利 毅委員) 賛成の立場で討論します。

感想レベルで言ってしまうと申し訳ないんですけども、幾つかはコロナ禍の中で考えてきた政策が、コロナ後にも続くようなものが出始めているような印象を持っています。ワクチン接種ということが始まるので、コロナ後の社会というか、まちの在り方というものも考えていく必要というのがだんだん高まってくると思うので、皆さん自身のアイデアもあるでしょうし、様々な情報を得て新しいアイデアも生まれてくるでしょうし、今後のさらなる政策に期待を寄せておきたいと思います。賛成とします。

○委員長(小島真由美委員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第34号の当委員会所管分について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小島真由美委員) 全員挙手です。

したがって、議案第34号「令和3年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について」の当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成5名、反対0名 午後0時15分)

○委員長(小島真由美委員) 以上で当委員会に審査付託された案件の審査は全て終了しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(小島真由美委員) ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

以上で環境厚生常任委員会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) 異議なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） 以上をもちまして環境厚生常任委員会を閉会いたします。

閉会 午後0時17分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和3年5月21日

環境厚生常任委員会 委員長 小 畠 真由美